# 平成25年第3回函館市教育委員会定例会 会議録

1	日目	诗	平成 2 5 年	F3月26日(火) 午後1時30分
2	場	折	教育委員室	
3	出席委員	員	橋田委員長	長,河村委員,小葉松委員,佐藤委員,山本委員
4	欠席委员	員		
5	事務丿	局	種田生涯等	学習部長,岡野学校教育部長,堀田生涯学習部次長,
			坂野生涯等	学習部次長,渡邉管理課長
6	傍 聴 🧦	者	なし	
7	付議事	項		
日和	呈第1	議	案第1号	函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関 し、議決を求めることについて
		議	案第2号	函館市教育委員会職名規則の一部改正に関し、議決を求めること について
日和	呈第2	議	案第3号	函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関 し、議決を求めることについて
		議	案第4号	函館市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の 一部改正に関し、議決を求めることについて
日和	呈第3	議	案第5号	函館市教育センター条例施行規則等の一部改正に関し、議決を求 めることについて
		議	案第6号	函館市図書館条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めること について
		議	案第7号	函館市郷土館条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めること について
日和	呈第4	議	案第8号	函館市立学校教職員表彰規則の一部改正に関し、議決を求めるこ とについて
日和	呈第 5	議	案第9号	函館市スポーツ振興審議会委員の解任に関し、議決を求めること について
		議	案第10号	函館市スポーツ振興審議会委員の委嘱に関し、議決を求めること について
		議	案第11号	函館市スポーツ推進委員の解任に関し、議決を求めることについ て
日和	呈第6	議	案第12号	教育財産の廃止に関し、議決を求めることについて
日和	呈第 7	議	案第13号	教職員の懲戒処分の内申に関し、議決を求めることについて

#### ■橋田委員長

- 開会宣言 午後1時30分
- 議事録署名人に,河村委員,小葉松委員を選任。
- 本日の日程のうち、日程第7、議案第13号「教職員の懲戒処分の内申に関し、議決を求めることについて」および日程第8、報告事項「教職員の懲戒処分内申の結果について」を「秘密会」としたいがいかがか。
- 異議がないので、秘密会とさせていただく。
- それでは、日程第1、議案第1号「函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部 改正に関し、議決を求めることについて」および議案第2号「函館市教育委員会職名規則の 一部改正に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

# ■生涯学習部長

- 議案第1号および議案第2号の2件について、順次、説明する。
- まず、議案第1号「函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、函館市では、新たな組織体制の見直しとして、部局間の連携や内部調整機能を充実させるため、各部局の庶務・経理分野に係制を導入することとしたため、教育委員会においても、生涯学習部管理課に庶務係と経理係を設置しようとするために、規則を改正するものであり、このことに伴い規定を整備するものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成25年4月1日とするものである。
- 次に、議案第2号「函館市教育委員会職名規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、庶務係と経理係に係長を置くこととするため、係長の規定を加えようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成25年4月1日とするものである。

#### ■橋田委員長

- 議案第1号および議案第2号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第2、議案第3号「函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」および議案第4号「函館市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

- 議案第3号および議案第4号の2件について、順次、説明する。
- まず、議案第3号「函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、現在、「伝統的建造物群保存地区に関わる事務」については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会の職務権限とされ、文化財課で所管しているが、当該地区は、「函館市都市景観条例」に規定する都市景観形成地域に包含されており、地域によって、届け出書類などの提出や相談窓口が分かれていること、また、西部地区歴史的町並み基金の補助制度の対応部局が違うことなど、市民にとってわかりづらい状況にあった。
- このため、市民サービスの向上と業務の円滑化を図るため、平成25年4月から窓口業務を 一元化し、「伝統的建造物群保存地区に関わる事務」を、地方自治法第180条の7の規定に

基づき、都市建設部に補助執行しようとするものである。

- このことに伴い、規定を整備しようとするものであるが、第3条の事務分掌、文化財課の 第4号「伝統的建造物群保存地区の保存に関すること」を削除しようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成25年4月1日とするものである。
- 次に、議案第4号「函館市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部 改正に関し、議決を求めることについて」であるが、これまで補助執行している業務に加 えて、都市建設部長に「伝統的建造物群保存地区の保存に関する事務」を追加し、それに 伴う規定を整備しようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成25年4月1日とするものである。

#### ■橋田委員長

- 議案第3号および議案第4号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第3、議案第5号「函館市教育センター条例施行規則等の一部改正に関し、議 決を求めることについて」から議案第7号「函館市郷土館条例施行規則の一部改正に関し、 議決を求めることについて」までを一括諮る。

- 議案第5号から議案第7号までの3件について、順次、説明する。
- まず,議案第5号「函館市教育センター条例施行規則等の一部改正に関し,議決を求めることについて」であるが,このたびの改正は,函館市の休日の変更に伴い,関係規則の規定を整備しようとするものである。
- 第1回市議会定例会において、函館市の休日を定める条例の改正が可決され、年末年始の休日を、これまでの「12月31日から翌年1月5日まで」を「12月29日から翌年1月3日まで」に変更したところである。
- この休日の変更に伴い、教育委員会が所管する各施設の年末年始の休館日等を変更しよ うとするものである。
- 変更する施設についてであるが、南北海道教育センター、中央図書館駐車場、市立函館博物館、郷土資料館、函館市公民館、亀田公民館、戸井公民館、南茅部公民館、戸井生涯学習センター、戸井総合学習センター、椴法華総合センター、青少年研修センター、戸井青少年会館、南茅部青少年会館、亀田福祉センター、縄文文化交流センター、戸井埋蔵文化財展示館、各学校給食共同調理場、恵山総合体育館、恵山運動広場、南茅部スポーツセンターについては、それぞれの変更案のとおり、休館日等を「12月29日から翌年1月3日まで」に変更しようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、公布の日とするものである。
- 次に、議案第6号「函館市図書館条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、このたびの改正は、中央図書館、地区図書室、配本所および移動図書館の休日を変更しようとするものである。
- まず、中央図書館であるが、毎週水曜日を休館日としているが、例えば、水曜日と木曜日が祝日になった場合には、現行の規則では、木曜日が休館日となってしまうが、祝日にあたる場合は、臨時開館として対応してきたことから、このたび、規定を整備し、実態と規則を合わせようとするものである。
- また、函館市の休日の変更に伴い、年末年始の休館日を「12月29日から翌年1月3日まで」としようとするものである。
- 続いて、各地区図書室、桔梗配本所、および移動図書館であるが、函館市の休日の変更 に伴い、年末年始の休館日を「12月29日から翌年1月3日まで」としようとするものであ

る。

- なお、この規則の施行期日は、公布の日とするものである。
- 次に,議案第7号「函館市郷土館条例施行規則の一部改正に関し,議決を求めることについて」であるが,このたびの改正は,戸井郷土館および恵山郷土博物館の休館日を変更しようとするものである。
- まず、戸井郷土館については、施設が戸井公民館と一体となっており、管理上、同一の 休館日とすることが望ましく、施設運営上も支障がないことから、変更しようとするもの で、具体的には、火曜日以降が振替休日になった場合は、その日も休館日にしようとする ものである。
- また、年末年始の休館日については、函館市の休日の変更に伴い、「12月29日から翌年1月3日まで」としようとするものである。
- 次に、恵山郷土博物館については、開館時間が、4月25日から6月30日までとなっており、その間の国民の祝日においては休館日となるが、実態は臨時開館として対応してきた。
- 具体的には、5月のゴールデンウィークに開館するように規定を整備しようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、公布の日とするものである。

# ■橋田委員長

○ 議案第5号から議案第7号までについて何かあるか。

#### ■河村委員

○ 市の職員は、年間休日日数のしばりのようなものはあるのか。

#### ■生涯学習部長

○ 法律で定められている祝日、休日および年末年始で、しばりというものは無い。

#### ■河村委員

○ その年によって休日日数は変動するということか。

#### ■生涯学習部長

○ 年間の休日日数が決まっているわけではない。祝日の日数によって変わる。

#### ■小葉松委員

○ 図書館の休館日について。ゴールデンウィークが水,木,金となった場合は、土曜日休むのか。

○ 規則上、休みとなるが、臨時開館するように図書館とは協議済みである。

#### ■橋田委員長

- 利用者の立場からすると、良い改正である。
- 議案第5号から議案第7号までは原案のとおり可決する。
- 次に、日程第4、議案第8号「函館市立学校教職員表彰規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

#### ■学校教育部長

- 議案第8号「函館市立学校教職員表彰規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、函館市立学校教職員表彰の方法を変更しようとするものである。
- 毎年行っている函館市立学校教職員表彰では、規則の第3条に基づき、被表彰者に表彰状と併せて記念品を贈呈していたが、函館市や北海道教育委員会においては、記念品の贈呈を一部廃止してきている状況にあることから、函館市教育委員会においても、表彰の方法を変更し、規定を整備しようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成25年4月1日とするものである。

#### ■橋田委員長

○ 第3条に、賞品または賞金を併せて授与することができるとあるが。

#### ■学校教育部長

○ 現職の教職員が函館市の教育に貢献が顕著である場合は、この規則により賞品または賞金を授与する場合もある。副賞の記念品は廃止するということである。

#### ■橋田委員長

- 議案第8号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第5、議案第9号「函館市スポーツ振興審議会委員の解任に関し、議決を求めることについて」から、議案第11号「函館市スポーツ推進委員の解任に関し、議決を求めることについて」までを一括諮る。

- 議案第9号から議案第11号までの3件について、順次、説明する。
- まず、議案第9号「函館市スポーツ振興審議会委員の解任に関し、議決を求めることについて」であるが、推薦団体からの申し出により、現委員 加藤宏樹 氏を平成25年3月26日をもって解任しようとするものである。
- 続いて、議案第10号「函館市スポーツ振興審議会委員の委嘱に関し、議決を求めること について」であるが、解任委員の後任として、堀田剛史 氏を平成25年3月26日から前任者 の残任期間である平成25年12月21日まで委嘱しようとするものである。
- 次に、「函館市スポーツ推進委員の解任に関し、議決を求めることについて」である が、本人からの申し出により、佐々木善貴 氏を、平成25年3月31日付けをもって解任しよ

うとするものである。

#### ■橋田委員長

- 議案第9号から議案第11号までは、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第6、議案第12号「教育財産の廃止に関し、議決を求めることについて」を諮る。

# ■生涯学習部長

- 議案第12号「教育財産の廃止に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 旭多目的広場は、平成9年にゲートボール場として整備したが、ここ数年、利用者がない 状況が続いており、周辺町会の理解が得られていることから、平成25年3月31日をもって供 用を停止し、教育財産を廃止しようとするものである。
- なお、廃止後は、財産を市長部局に引き継ぎするが、隣接する勤労者総合福祉センター を所管している経済部から活用したいとの要望が出されており、同センターの駐車場用地 として利用する予定となっている。

# ■橋田委員長

○ 議案第12号について何かあるか。

#### ■小葉松委員

○ 勤労者総合福祉センターはどこが所管しているのか。

#### ■生涯学習部長

○ 市の経済部が所管している。もともと労働会館があった場所だが、老朽化したため、当時の労働省の雇用促進事業団が開設し、その後、函館市に譲渡されたものである。

#### ■小葉松委員

○ 館内に喫煙所がある。屋外に移設するか、隔離する必要がある。対応をお願いしたい。

#### ■生涯学習部長

○ 所管部局へ伝える。

# ■橋田委員長

- 議案第12号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第7、議案第13号「教職員の懲戒処分の内申に関し、議決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき、会議録省略)

#### ■橋田委員長

- 議案第13号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第8、報告事項「教職員の懲戒処分内申の結果について」報告を求める。

# (秘密会につき,会議録省略)

- ■終了宣言
- 午後2時30分

 議事録署名人
 河 村 祥 史

 " 小葉松 洋 子

調製者庶務係 田中修一